

当事者団体が行う
子どもの見守り支援への願い

森田明美
東洋大学名誉教授
morita@toyo.jp



6
・生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
6条

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるように、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



3
・子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと） 3条

子どもにすることが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。



12
・子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること） 12条

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



2
・差別の禁止（差別のないこと） 2条

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

当事者主体の支援の形

信頼に基づく介入と見守りの専門支援と市民的支援
—危機への介入と回復（自分の人生を生きること）への伴走

見守る

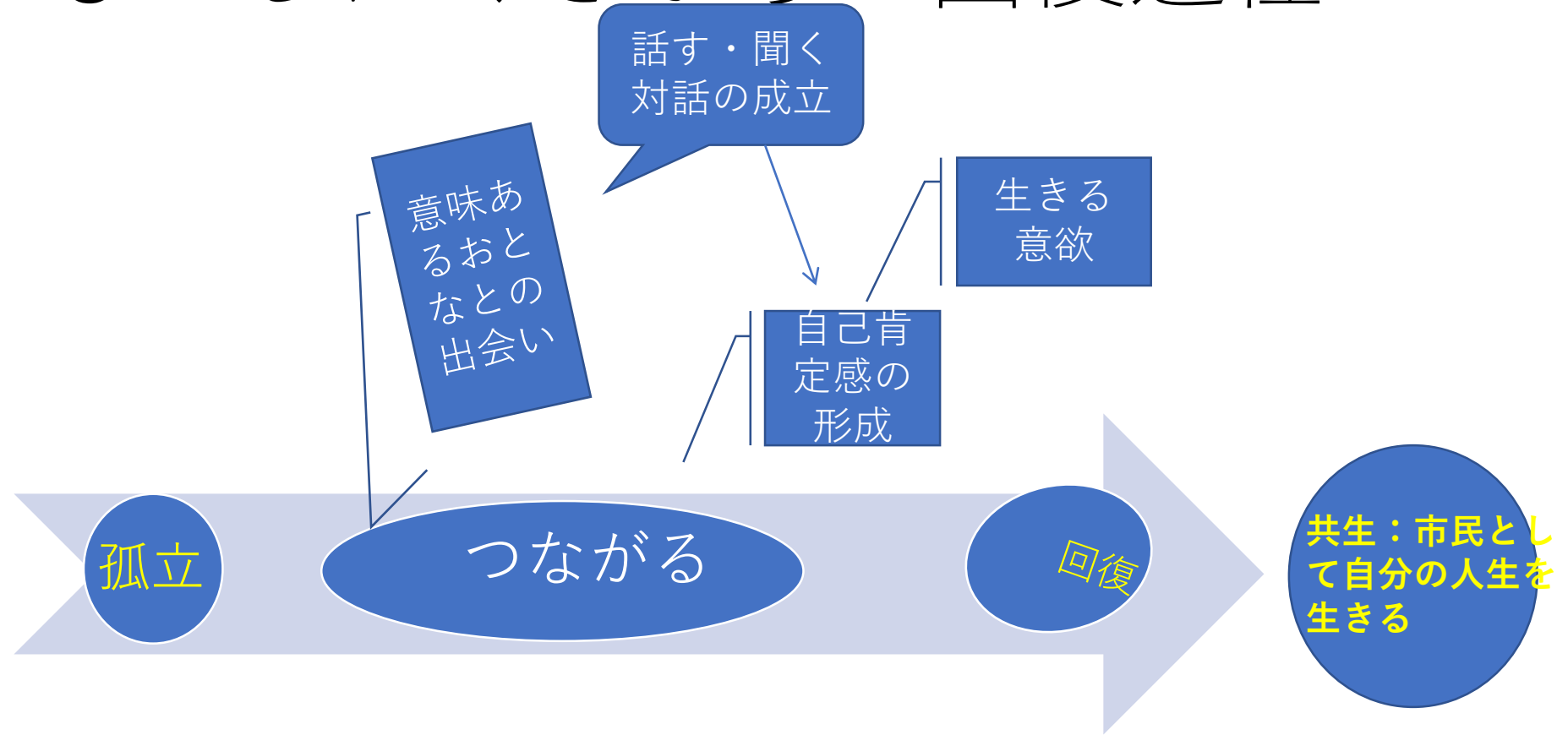
代る（介
入・代替）

一緒に
（共同）

手伝う
（補助）

自立

子どもものしにくさからの回復過程



子ども子育て支援の現状と 求められる支援の方向性

1. 子どもの声は届きにくい
2. 貧困や家庭の問題は見えにくい
3. 福祉問題を抱える人は支援につながりにくい
4. 福祉施策は利用しにくい
5. 子ども施策の効果は見えにくい